

令和8年

第2回市議会定例会議案

令和8年6月

東久留米市

令和8年第2回市議会定例会提出議案

議案 番号	件 名	付託 委員会
3 1	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 2	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 3	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 4	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 5	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 6	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 7	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 8	東久留米市農業委員会委員の任命について	
3 9	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 0	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 1	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 2	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 3	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 4	東久留米市農業委員会委員の任命について	
4 5	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
4 6	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	
4 7	専決処分（東久留米市税条例の一部を改正する条例）の承認について	
4 8	専決処分（東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について	

49	専決処分（東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例）の承認について	
50	東久留米市立公園条例の一部を改正する条例	
51	令和8年度東久留米市一般会計補正予算（第2号）	
52	東久留米市税条例の一部を改正する条例	
53	東久留米市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例	
54	東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例	
55	東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	
56	東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例	
57	東久留米市立公園条例の一部を改正する条例	
58	東久留米市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	
59	令和8年度東久留米市一般会計補正予算（第3号）	
60	令和8年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	
61	令和8年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第1号）	

議案第31号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市南町

氏 名 むら の きよし
村 野 清

年 齢 62歳

経 歴 昭和59年 3月 国土建設学院造園科卒業
昭和59年 4月 株式会社小金井園入社
平成 元年 3月 株式会社小金井園退職
平成 元年 4月 就農 現在に至る
令和 2年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第32号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市幸町

氏 名 まつ もと しょう いち
松 本 正 一

年 齢 70歳

経 歴 昭和53年 3月 日本大学農獣医学部（現：生物資源科学部）卒業
昭和53年 4月 株式会社和計画コンサルタント入社
昭和55年 3月 株式会社和計画コンサルタント退職
昭和55年 4月 新座市役所入庁
平成29年 3月 新座市役所退職
平成29年 4月 就農 現在に至る
令和 5年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第33号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市中央町

氏 名 よし だ いさむ
吉 田 勇

年 齢 64歳

経 歴 昭和55年 3月 東京都立小金井工業高等学校卒業
昭和55年 4月 杉並電機株式会社入社
昭和60年10月 杉並電機株式会社退職
昭和62年 2月 ワイエイシイ株式会社入社
平成 6年10月 ワイエイシイ株式会社退職
平成 7年 4月 就農 現在に至る
令和 5年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

(提案理由)

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第34号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市神宝町

氏 名 なみ き たかし
並 木 隆

年 齢 60歳

経 歴 昭和61年 3月 育英工業高等専門学校（現：サレジオ工業高等専門学校）
卒業
昭和61年 4月 クノー工業株式会社入社
平成 3年 3月 クノー工業株式会社退職
平成 3年 4月 フィアロススペース株式会社入社
平成 4年 3月 フィアロススペース株式会社退職
平成 4年 4月 並木土木入社 現在に至る
令和 5年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第35号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市下里

氏 名 きし よし はる
岸 良 晴

年 齢 61歳

経 歴 昭和63年 3月 明星大学人文学部卒業
昭和63年 4月 就農 現在に至る
令和 5年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第36号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市南沢

氏 名 しの みや やす のり
篠 宮 泰 則

年 齢 59歳

経 歴 昭和63年 3月 国土建設学院造園緑地工学科卒業
昭和63年 4月 就農 現在に至る
令和 5年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第37号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市東本町

氏 名 の じま たか ひろ
野 島 孝 宏

年 齢 55歳

経 歴 平成 元年 3月 西武台高等学校卒業
平成 元年 4月 鈴木電業株式会社入社
平成 3年12月 鈴木電業株式会社退職
平成 4年 1月 小松運輸株式会社入社
平成 7年 7月 小松運輸株式会社退職
平成 7年 8月 就農 現在に至る
令和 5年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

(提案理由)

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第38号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市中央町

氏 名 たか はし けい いち
高 橋 圭 一

年 齢 68歳

経 歴 昭和51年 3月 東京都立小金井工業高等学校卒業
昭和51年 4月 日都産業株式会社入社
平成16年 4月 就農 現在に至る
平成30年 3月 日都産業株式会社退職
令和 5年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第39号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市金山町

氏 名 よし ざわ つとむ
吉 泉 努

年 齢 65歳

経 歴 昭和60年 3月 京都大学大学院農学研究科畜産学専攻修士課程修了
昭和62年 4月 農林水産省入省
令和 3年 3月 農林水産省退職
令和 5年 7月 東久留米市農業委員会委員 現在に至る

(提案理由)

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第40号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市小山

氏 名 たか 高 はし 橋 ひろ 広 かず 一

年 齢 57歳

経 歴 平成 元年 3月 越生工業技術専門学校卒業
平成 元年 4月 トヨタカローラ新埼玉株式会社入社
平成 3年 9月 トヨタカローラ新埼玉株式会社退社
平成 4年 4月 株式会社テクニカ入社
平成17年 5月 株式会社テクニカ退社
平成17年 5月 就農 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第41号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市新川町

氏 名 町^{まち}田^だ毅^{たけし}

年 齢 61歳

経 歴 昭和58年 3月 日大桜丘高校卒業
昭和62年 3月 日本大学文理学部卒業
昭和62年 4月 就農・愛農クラブ入会 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第42号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市柳窪

氏 名 村^{むら}野^の正^{まさ}実^み

年 齢 65歳

経 歴 昭和59年 3月 早稲田大学教育学部卒業
昭和59年 4月 立川市役所入庁
令和 2年 3月 立川市役所退職
令和 2年 4月 就農 現在に至る

(提案理由)

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第43号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市八幡町

氏 名 えの榎 もと本 きだ貞 お夫

年 齢 61歳

経 歴 昭和62年 3月 城西大学卒業
昭和62年 4月 就農 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第44号

東久留米市農業委員会委員の任命について

東久留米市農業委員会委員に下記の者を任命したいので、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により、議会の同意を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市八幡町

氏 名 榎^{えの}本^{もと}新^{しん}吾^ご

年 齢 63歳

経 歴 昭和61年 3月 日本文化大学 卒業
昭和61年 4月 就農 現在に至る

（提案理由）

東久留米市農業委員会委員の任期満了に伴い、新たに委員を任命する必要がある。

議案第45号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市中央町

氏 名 やま だ とみ ゆき
山 田 富 幸

年 齢 74歳

経 歴 昭和45年 7月 警視庁入庁
平成19年 3月 警視庁退職
平成20年 1月 東京都行政書士会に行政書士登録 現在に至る
平成26年10月 人権擁護委員に就任 現在に至る
平成30年 2月 保護司に就任 現在に至る

(提案理由)

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がある。

議案第46号

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

記

住 所 東京都東久留米市小山

氏 名 つる おか ます お
鶴 岡 増 夫

年 齢 70歳

経 歴 昭和55年 4月 板橋区役所入庁
平成28年 3月 板橋区役所退職
平成28年 5月 東京都行政書士会に行政書士登録 現在に至る
平成29年10月 人権擁護委員に就任 現在に至る
令和 4年 6月 東久留米市男女平等推進市民会議委員 現在に至る

(提案理由)

人権擁護委員法(昭和24年法律第139号)第6条第3項の規定により、議会の意見を求める必要がある。

議案第47号

専決処分（東久留米市税条例の一部を改正する条例）の承認について

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により提出するものである。

専決第4号

専決処分書

東久留米市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

東久留米市税条例の一部を改正する条例(別紙)

理由

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日をもって施行される。このため、東久留米市税条例の一部を改正する条例について、同日をもって施行する必要があるため。

令和8年3月31日

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

東久留米市長

東久留米市条例第17号

東久留米市税条例の一部を改正する条例

東久留米市税条例（平成9年東久留米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第18条の3中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第19条中「、第81条の6第1項」を削り、同条第2号及び第3号中「第81条の6第1項の申告書、」を削る。

第33条第3項中「以下この項及び次項並びに」を「次項及び」に改め、「。）」の次に「（同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。）」を加える。

第80条第1項を次のように改める。

軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。

第80条第2項を削り、同条第3項中「種別割」を「軽自動車税」に、「、第1項」を「、前項」に、「その使用者に」を「当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を」に改め、同項ただし書中「これを課さない」を「この限りでない」に改め、同項を同条第2項とする。

第80条の2（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第81条第1項を次のように改める。

軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

第81条第2項中「3輪以上の軽自動車の取得者又は」を削り、同条第3項及び第4項を削る。

第81条の3から第81条の8までを削る。

第82条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第83条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第85条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第87条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第1項中「種別割」を「軽自動車税」に、「二輪」を「2輪」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改め、同条第2項及び第3項中「二輪」を「2輪」に、「第33号の4の2様式」を「第33号の4様式」に改める。

第88条の見出し中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第89条（見出しを含む。）中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第90条の見出し並びに同条第1項、第2項及び第4項から第6項までの規定中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

第91条第2項中「第80条第3項ただし書」を「第80条第2項ただし書」に、「種別割」を「軽自動車税」に改め、同条第6項中「種別割」を「軽自動車税」に改める。

付則第7条の3の前の見出し及び同条を削る。

付則第7条の3の2に見出しとして「（個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除）」を付し、同条第1項中「居住年が平成11年から平成18年まで又は」を「同法第41条第1

項に規定する居住年が」に、「において、前条第1項の規定の適用を受けないときは」を「には」に、「附則第5条の4の2第5項」を「附則第5条の4第5項」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を「付則第7条の3第1項」に改め、同条を付則第7条の3とする。

付則第8条第1項中「令和9年度」を「令和12年度」に改め、同条第2項中「付則第7条の3の2第1項」を削る。

付則第10条の2第3項から第10項までを次のように改める。

- 3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 4 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 5 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 7 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
- 8 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
- 9 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。
- 10 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第10条の2第11項から第13項までを削る。

付則第10条の3第7項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第8項第4号中「附則第12条第23項」を「附則第12条第24項」に改め、同項第6号中「附則第12条第24項」を「附則第12条第25項」に改め、同条第9項第5号及び第11項第5号中「附則第12条第31項」を「附則第12条第32項」に改め、同条第14項中「附則第12条第19項」を「附則第12条第20項」に改め、同条第15項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。）のいずれに該当するかの別

付則第15条の3から第15条の7までを削る。

付則第16条の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「法第444条第3項に規定する」を「道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」に、「から第4項まで」を「及び第3項」に改め、「の種別割」を削り、同条第2項中「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」に改め、「の種別割」を削り、同条第3項中「法第446条第1項第3号」を「同項」に改め、「及び次項」を削り、「令和4年4月1日」を「令和7年4月1日」に、「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」を「令和8年度分」に改め、「の種別割」を削り、同条第4項を削る。

付則第16条の2の見出し中「の種別割」を削り、同条第1項中「の種別割」を削り、「から第4項まで」を「又は第3項」に改め、同条第2項及び第3項中「の種別割」を削る。

付則第16条の3第3項第2号、第16条の4第3項第2号及び第17条第3項第2号中「付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第17条の2第1項及び第2項中「令和8年度」を「令和11年度」に改める。

付則第18条第5項第2号、第19条第2項第2号及び第20条第2項第2号中「付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項」を「及び付則第7条の3第1項」に改める。

付則第20条の2第2項第2号及び第5項第2号並びに第20条の3第2項第2号及び第5項第2号中「第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項」を「及び第7条の3第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の東久留米市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和7年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。)附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に旧法附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

2 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(東久留米市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 東久留米市税条例等の一部を改正する条例（平成26年東久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

付則第5条中「の種別割」を削る。

東久留米市税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第18条の2まで (現行のとおり) (納税証明事項)</p>	<p>第1条から第18条の2まで (略) (納税証明事項)</p>
<p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>第18条の3 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。) 第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p>
<p>第18条の4 (現行のとおり) (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p>	<p>第18条の4 (略) (納期限後に納付し又は納入する税金又は納入金に係る延滞金)</p>
<p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>	<p>第19条 納税者又は特別徴収義務者は、第40条、第46条、第46条の2若しくは第46条の5(第53条の7の2において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第47条の4第1項(第47条の5第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第48条第1項(法第321条の8第34項及び第35項の申告書に係る部分を除く。)、第53条の7、第67条、<u>第81条の6第1項</u>、第83条第2項、第98条第1項若しくは第2項、第102条第2項又は第139条第1項に規定する納期限後にその税金を納付し、又は納入金を納入する場合には、当該税額又は納入金額にその納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限とする。以下第1号、第2号及び第5号において同じ。)の翌日から納付又は納入の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(次の各号に掲げる税額の区分に応じ、第1号から第4号までに掲げる期間並びに第5号及び第6号に定める日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付書によって納付し、又は納入書によって納入しなければならない。</p>
<p>(1) (現行のとおり) (2) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) 第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>	<p>(1) (略) (2) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書に係る税額(第4号に掲げる税額を除く。) 当該税額に係る納期限の翌日から1月を経過する日までの期間 (3) <u>第81条の6第1項の申告書</u>、第98条第1項若しくは第2項の申告書又は第139条第1項の申告書でその提出期限後に提出したものに係る税額 当該提出した日までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間</p>
<p>(4) から (6) まで (現行のとおり)</p>	<p>(4) から (6) まで (略)</p>

<p>第20条から第32条まで (現行のとおり) (所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(次項及び第34条の9において「特定配当等」という。)(同号ロに掲げるものを除く。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>第20条から第32条まで (略)</p> <p>(所得割の課税標準)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等(以下この項及び次項並びに第34条の9において「特定配当等」という。)に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>
<p>4から6まで (現行のとおり)</p> <p>第34条から第79条まで (現行のとおり) (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、軽自動車等に対し、その所有者に課する。</p>	<p>4から6まで (略)</p> <p>第34条から第79条まで (略) (軽自動車税の納税義務者等)</p> <p>第80条 軽自動車税は、3輪以上の軽自動車に対し、当該3輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によって、軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車をいう。以下同じ。))に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。</p>
<p>2 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により軽自動車税を課することができない者である場合には、前項の規定にかかわらず、当該軽自動車等の使用者に軽自動車税を課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、この限りでない。 (軽自動車税の課税免除)</p>	<p>2 前項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含めないものとする。</p>
<p>第80条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。 (軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>3 軽自動車等の所有者が法第445条第1項の規定により種別割を課することができない者である場合には、第1項の規定にかかわらず、その使用者に課する。ただし、公用又は公共の用に供する軽自動車等については、これを課さない。 (種別割の課税免除)</p>
<p>第80条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、軽自動車税を課さない。 (軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、買主を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>第80条の2 商品であって使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。 (軽自動車税のみならず課税)</p> <p>第81条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を第80条第1項に規定する3輪以上の軽自動車の取得者(以下この節において「3輪以上の軽自動車の取得者」という。))又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>
<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p>	<p>2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。</p> <p>3 法第444条第3項に規定する販売業者等(以下この項において「販売業者等」という。)が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行(道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。)以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番</p>

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する
軽自動車税の非課税の範囲)
第81条の2 (現行のとおり)

号の指定を受けた場合(当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。)には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

(日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する
軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 (略)

(環境性能割の課税標準)

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定め

	<p>る。</p> <p>3 <u>第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。</u></p> <p><u>(環境性能割の減免)</u></p> <p>第81条の8 <u>市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等(3輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。</u></p>
<p>(<u>軽自動車税</u>の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (3) まで (現行のとおり)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の賦課期日及び納期)</p>	<p>(<u>種別割</u>の税率)</p> <p>第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (3) まで (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の賦課期日及び納期)</p>
<p>第83条 <u>軽自動車税</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>3 (現行のとおり)</p>	<p>第83条 <u>種別割</u>の賦課期日は、4月1日とする。</p> <p>2 <u>種別割</u>の納期は、5月11日から同月31日までとする。</p> <p>3 (略)</p>
<p>第84条 (現行のとおり)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>の徴収の方法)</p>	<p>第84条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>の徴収の方法)</p>
<p>第85条 <u>軽自動車税</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>	<p>第85条 <u>種別割</u>は、普通徴収の方法によって徴収する。</p>
<p>第86条 (現行のとおり)</p> <p>(<u>軽自動車税</u>に関する申告又は報告)</p>	<p>第86条 (略)</p> <p>(<u>種別割</u>に関する申告又は報告)</p>
<p>第87条 <u>軽自動車税</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び<u>2輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p>	<p>第87条 <u>種別割</u>の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者(以下この節において「軽自動車等の所有者等」という。)は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車及び<u>二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者にあっては<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書並びにその者の住所を証明すべき書類を市長に提出しなければならない。</p>
<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び<u>2輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>	<p>2 前項の申告書を提出した者は、当該申告事項について変更があった場合においては、その事由が生じた日から15日以内に、当該変更があった事項について軽自動車及び<u>二輪</u>の小型自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の4の2様式</u>による申告書並びに原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については<u>施行規則第33号の5様式</u>による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、次項の規定により申告書を提出すべき場合については、この限りでない。</p>

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び2輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (現行のとおり)

(軽自動車税に係る不申告等に関する過料)

第88条 (現行のとおり)

(軽自動車税の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認めるものに対し、軽自動車税を減免する。

(1) から (4) まで (現行のとおり)

2 前項の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) から (8) まで (現行のとおり)

3 第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する軽自動車税の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、軽自動車税を減免する。

(1) 及び (2) (現行のとおり)

2 前項第1号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転

3 軽自動車等の所有者等でなくなった者は、軽自動車等の所有者等でなくなった日から30日以内に、軽自動車及び二輪の小型自動車の所有者又は使用者については施行規則第33号の4の2様式による申告書、原動機付自転車及び小型特殊自動車の所有者又は使用者については施行規則第34号様式による申告書を市長に提出しなければならない。

4 (略)

(種別割に係る不申告等に関する過料)

第88条 (略)

(種別割の減免)

第89条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者であって必要があると認めるものに対し、種別割を減免する。

(1) から (4) まで (略)

2 前項の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、当該軽自動車等について減免を受けようとする税額及び次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする事由を証明する書類を添付して、これを市長に提出しなければならない。

(1) から (8) まで (略)

3 第1項の規定によって種別割の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第90条 市長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対しては、種別割を減免する。

(1) 及び (2) (略)

2 前項第1号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣が定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者若しくは身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免

免許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

（1）から（6）まで（現行のとおり）

3（現行のとおり）

4 第1項第2号の規定によって軽自動車税の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって軽自動車税の減免を受けている者について準用する。

6 軽自動車税の納税者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項又は第4項に規定する前条第2項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の種別に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限前7日までに第2項又は第4項の申請書が提出されたものとみなして、第1項の規定を適用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条（現行のとおり）

2 法第445条又は第80条第2項ただし書若しくは第81条の2の規定によって軽自動車税を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。軽自動車税を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第80条第2項ただし書若しくは第81条の2の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3から5まで（現行のとおり）

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないことと

許証（以下この項において「運転免許証」という。）又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示するとともに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

（1）から（6）まで（略）

3（略）

4 第1項第2号の規定によって種別割の減免を受けようとする者は、納期限前7日までに、市長に対して、当該軽自動車等の提示（市長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をするとともに、前条第2項各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

5 前条第3項の規定は、第1項の規定によって種別割の減免を受けている者について準用する。

6 種別割の納税者が前年度において第1項の規定により減免を受けた場合で、当該年度の賦課期日において、第2項各号に掲げる事項又は第4項に規定する前条第2項各号に掲げる事項及び当該軽自動車等の種別に異動がないと市長が認めるときは、当該年度の納期限前7日までに第2項又は第4項の申請書が提出されたものとみなして、第1項の規定を適用する。

（原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等）

第91条（略）

2 法第445条又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2の規定によって種別割を課することのできない原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者は、その主たる定置場が、市内に所在することとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。種別割を課されるべき原動機付自転車又は小型特殊自動車が法第445条又は第80条第3項ただし書若しくは第81条の2の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の所有者又は使用者についても、また、同様とする。

3から5まで（略）

6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車の主たる定置場が市内に所在しないことと

なったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して軽自動車税が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7及び8 (現行のとおり)

第92条から第149条まで (現行のとおり)

付 則

第1条から第7条の2まで (現行のとおり)

なったとき、当該原動機付自転車又は小型特殊自動車を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車又は小型特殊自動車に対して種別割が課されることとなったときは、その事由が発生した日から15日以内に、市長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。

7及び8 (略)

第92条から第149条まで (略)

付 則

第1条から第7条の2まで (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成20年度から平成28年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年(次条において「居住年」という。)が平成11年から平成18年までの各年である場合に限る。)においては、法附則第5条の4第6項に規定するところにより控除すべき額(第3項において「市民税の住宅借入金等特別税額控除額」という。)を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、同項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。

3 第1項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が、当該年度の初日の属する年の3月15日までに、施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨及び市民税の住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項を記載した市民税住宅借入金等特別税額控除申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたものを含む。)を、市長に提出した場合(法附則第5条の4第9項の規定により税務署長を経由して提出した場合を含む。)に限り、適用する。

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所

第7条の3の2 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から令和7年までの各年である場合に限る。)において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務

<p>得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3第1項」とする。</p>	<p>者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p> <p>2 前項の規定の適用がある場合における第34条の8及び第34条の9第1項の規定の適用については、第34条の8中「前2条」とあるのは「前2条並びに付則第7条の3の2第1項」と、第34条の9第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに付則第7条の3の2第1項」とする。</p>
<p>第7条の4から第7条の8まで (現行のとおり)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>	<p>第7条の4から第7条の8まで (略)</p> <p>(肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例)</p>
<p>第8条 昭和57年度から令和12年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>	<p>第8条 昭和57年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第4項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書(その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第36条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。次項において同じ。)は、当該事業所得に係る市民税の所得割の額を免除する。</p>
<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>	<p>2 前項に規定する各年度分の個人の市民税に限り、法附則第6条第5項に規定する場合において、第36条の2第1項の規定による申告書に肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第2項第2号に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるときは、その者の前年の総所得金額に係る市民税の所得割の額は、第33条から第34条の3まで、第34条の6から第34条の8まで、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項、付則第7条の3の2第1項及び付則第7条の4の規定にかかわらず、法附則第6条第5項各号に掲げる金額の合計額とすることができる。</p>
<p>3 (現行のとおり)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>第9条から第10条まで (現行のとおり)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>	<p>第9条から第10条まで (略)</p> <p>(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)</p>
<p>第10条の2 (現行のとおり)</p>	<p>第10条の2 (略)</p>
<p>2 (現行のとおり)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 法附則第15条第24項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>3 法附則第15条第25項第1号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>4 法附則第15条第24項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>4 法附則第15条第25項第1号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>5 法附則第15条第24項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合</p>	<p>5 法附則第15条第25項第1号ニに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合</p>

<p>は、3分の2とする。</p>	<p>は、3分の2とする。</p>
<p>6 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>6 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、7分の6とする。</p>
<p>7 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>	<p>7 法附則第15条第25項第3号イに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>8 法附則第15条の8第2項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>	<p>8 法附則第15条第25項第3号ロに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</p>
<p>9 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>9 法附則第15条第25項第4号ハに規定する設備について同号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。</p>
<p>10 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。</p>	<p>10 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。</p>
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>	<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p>
<p>第10条の3 (現行のとおり)</p>	<p>第10条の3 (略)</p>
<p>2から6まで (現行のとおり)</p>	<p>2から6まで (略)</p>
<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) から (6) まで (現行のとおり)</p>	<p>(1) から (6) まで (略)</p>
<p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1) から (3) まで (現行のとおり)</p>	<p>(1) から (3) まで (略)</p>
<p>(4) 令附則第12条第24項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p>	<p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p>
<p>(5) (現行のとおり)</p>	<p>(5) (略)</p>
<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第25項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>	<p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p>

(7) (現行のとおり)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで (現行のとおり)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (現行のとおり)

10 (現行のとおり)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで (現行のとおり)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第32項に規定する補助金等

(6) (現行のとおり)

12及び13 (現行のとおり)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第20項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで (現行のとおり)

15 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(7) (略)

9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修等住宅又は同条第10項の熱損失防止改修等専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第10項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

10 (略)

11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修等住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修等住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事等が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第12項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (4) まで (略)

(5) 熱損失防止改修工事等に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等

(6) (略)

12及び13 (略)

14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第18項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) から (6) まで (略)

15 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実

<p>(1) 及び (2) (現行のとおり)</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成18年政令第379号) 第5条各号に規定する特定建築物 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年法律第91号) 第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。) のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4) から (6) まで (現行のとおり)</p>	<p><u>演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類</u>を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令 (平成18年政令第379号) 第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u>の別</p> <p>(4) から (6) まで (略)</p>
<p>第11条から第15条の2まで (現行のとおり)</p>	<p>第11条から第15条の2まで (略)</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)</u></p> <p>第15条の3 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、東京都知事 (以下「都知事」という。) が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p>2 <u>都知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車</u>が法第446条第1項 (同条第2項又は第3項において準用する場合を含む。) 又は法第451条第1項若しくは第2項 (これらの規定を同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。) の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等 (法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。) に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 <u>都知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを付則第15条の5の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限 (納期限の延長があったときは、その延長された納期限) 後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段 (当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。) により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p>4 <u>前項の規定の適用がある場合における納付す</u></p>

べき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税及び減免の特例)

第15条の4 当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、東京都が法第148条第2項の規定により条例で定める自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。

2 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、都知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第15条の5 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「都知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第15条の6 市は、都が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として都に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の7 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

(軽自動車税の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(現行のとおり)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規

定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(現行のとおり)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車（以下この項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは、「3,500円」とする。

(軽自動車税の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項又は第3項の規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継

定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

- 3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）（営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは、「3,500円」とする。

- 4 法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）（i）中「6,900円」とあるのは「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一

人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2（現行のとおり）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（現行のとおり）

（2）第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）から（5）まで（現行のとおり）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4（現行のとおり）

2（現行のとおり）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（現行のとおり）

（2）第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税

一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第16条の2の2（略）

（上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の3（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（略）

（2）第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）から（5）まで（略）

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る市民税の課税の特例）

第16条の4（略）

2（略）

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1）（略）

（2）第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割

の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (現行のとおり)

4 (現行のとおり)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (現行のとおり)

2 (現行のとおり)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (現行のとおり)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (現行のとおり)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び (2) (現行のとおり)

の額並びに付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

4 (略)

(長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例)

第17条 (略)

2 (略)

3 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をいう。以下この条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡をいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1) 及び (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （現行のとおり）

第17条の3 （現行のとおり）

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条 （現行のとおり）

2から4まで （現行のとおり）

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （現行のとおり）

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）から（5）まで （現行のとおり）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条 （現行のとおり）

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （現行のとおり）

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、

2 前項の規定は、昭和63年度から令和8年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡（法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。）に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 （略）

第17条の3 （略）

（短期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例）

第18条 （略）

2から4まで （略）

5 第1項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

（3）から（5）まで （略）

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条 （略）

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

（1） （略）

（2） 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定に

第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (現行のとおり)

第19条の2 (現行のとおり)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (現行のとおり)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (現行のとおり)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (現行のとおり)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (現行のとおり)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (現行のとおり)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後

による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

第19条の2 (略)

(先物取引に係る雑所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項、付則第7条の3第1項及び付則第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の2 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第1項の規定による

段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (現行のとおり)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (現行のとおり)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (現行のとおり)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (現行のとおり)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (現行のとおり)

3及び4 (現行のとおり)

市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

3及び4 (略)

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第20条の3 (略)

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) (略)

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) から (5) まで (略)

3及び4 (略)

<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (現行のとおり)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項及び第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで (現行のとおり)</p> <p>6 (現行のとおり)</p> <p>第21条から第24条まで (現行のとおり)</p>	<p>5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項並びに付則第7条第1項、<u>第7条の3第1項及び第7条の3の2第1項</u>中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。</p> <p>(3) から (5) まで (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>第21条から第24条まで (略)</p>
---	---

付則第4条による改正

東久留米市税条例等の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第4条まで (現行のとおり) 付 則</p>	<p>第1条から第4条まで (略) 付 則</p>
<p>第1条から第4条まで (現行のとおり)</p>	<p>第1条から第4条まで (略)</p>
<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による車 両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対 して課する軽自動車税に係る東久留米市税条例 第82条及び付則第16条の規定の適用につい ては、次の表の左欄に掲げる同条例の規定中同 表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄 に掲げる字句とする。</p>	<p>第5条 平成27年3月31日以前に初めて道路 運送車両法第60条第1項後段の規定による車 両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対 して課する軽自動車税の種別割に係る東久留米 市税条例第82条及び付則第16条の規定の適 用については、次の表の左欄に掲げる同条例の 規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同 表の右欄に掲げる字句とする。</p>
<p>(現行のとおり)</p>	<p>(略)</p>

議案第48号

専決処分（東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例）の承認について

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

（提案理由）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により提出するものである。

専決第5号

専決処分書

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）等が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日をもって施行される。このため、東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例について、同日をもって施行する必要があるため。

令和8年3月31日

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

東久留米市長

東久留米市条例第18号

東久留米市都市計画税条例の一部を改正する条例

東久留米市都市計画税条例（平成9年東久留米市条例第20号）の一部を次のように改正する。

付則第2項（見出しを含む。）中「附則第15条第32項」を「附則第15条第31項」に改める。

付則第3項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

付則中第19項を第20項とし、第18項を第19項とする。

付則第17項中「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」を「第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、第35項、第36項、第40項若しくは第43項」に改め、同項を付則第18項とする。

付則第16項中「付則第5項及び第8項」を「付則第6項及び第9項」に、「付則第5項及び第9項」を「付則第6項及び第10項」に、「付則第7項、第9項及び第10項」を「付則第8項、第10項及び第11項」に、「付則第9項から第11項まで」を「付則第10項から第12項まで」に、「付則第11項」を「付則第12項」に、「付則第12項から第14項まで」を「付則第13項から第15項まで」に、「付則第13項」を「付則第14項」に改め、同項を付則第17項とし、付則第11項から第15項までを1項ずつ繰り下げる。

付則第10項中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第11項とする。

付則第9項中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第10項とする。

付則第8項中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第9項とする。

付則第7項中「付則第5項」を「付則第6項」に改め、同項を付則第8項とし、付則中第6項を第7項とし、第5項を第6項とする。

付則第4項の見出し中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に改め、同項中「改修実演芸術公演施設」を「改修特別特定建築物」に、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年法律第49号）第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類」を「施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類」に改め、同項第3号を次のように改める。

- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第5条各号に規定する特定建築物（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第3項の条例で定め

る特定建築物を含む。)のいずれに該当するか
の別
付則中第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)

- 4 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、 $\frac{1}{3}$ とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の東久留米市都市計画税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和7年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 平成30年4月1日から令和8年3月31日までの間に地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号)附則第15条の11第1項に規定する利便性等向上改修工事が行われた同項に規定する改修実演芸術公演施設に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。

東久留米市都市計画税条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第7条まで (現行のとおり)	第1条から第7条まで (略)
付 則	付 則
1 (現行のとおり)	1 (略)
(法附則第15条第31項の条例で定める割合)	(法附則第15条第32項の条例で定める割合)
2 法附則第15条第31項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	2 法附則第15条第32項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。
(法附則第15条第36項の条例で定める割合)	(法附則第15条第37項の条例で定める割合)
3 法附則第15条第36項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	3 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
(法附則第15条の11第1項の条例で定める割合)	
4 法附則第15条の11第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。	
(改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)	(改修実演芸術公演施設に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)
5 法附則第15条の11第1項の改修特別特定建築物について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>施行規則附則第7条の2第1項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し及び法附則第15条の11第1項に規定する改修特別特定建築物に該当する旨を証する書類</u> を添付して市長に提出しなければならない。	4 法附則第15条の11第1項の改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則(平成18年国土交通省令第110号)第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律(平成24年法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類</u> を添付して市長に提出しなければならない。
(1) 及び (2) (現行のとおり)	(1) 及び (2) (略)
(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条各号に規定する特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号)第14条第3項の条例で定める特定建築物を含む。)のいずれに該当するか</u> の別	(3) <u>家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するか</u> の別
(4) から (6) まで (現行のとおり)	(4) から (6) まで (略)
(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)	(宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)
6 (現行のとおり)	5 (略)
7 (現行のとおり)	6 (略)
8 付則第6項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に1	7 付則第5項の規定の適用を受ける商業地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に1

0分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、付則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 付則第6項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第6項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第6項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」

0分の6を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額を超える場合には、付則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

8 付則第5項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、付則第5項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

9 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

10 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、付則第5項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」

<p>という。)とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>という。)とする。 (農地に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>12 (現行のとおり)</p>	<p>11 (略)</p>
<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p>	<p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の都市計画税の特例)</p>
<p>13 (現行のとおり)</p>	<p>12 (略)</p>
<p>14 (現行のとおり)</p>	<p>13 (略)</p>
<p>15 (現行のとおり)</p>	<p>14 (略)</p>
<p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p>	<p>(宅地化農地に対して課する都市計画税の納税義務の免除等)</p>
<p>16 (現行のとおり)</p>	<p>15 (略)</p>
<p>17 <u>付則第6項及び第9項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第6項及び第10項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第8項、第10項及び第11項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第10項から第12項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、付則第12項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第13項から第15項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第14項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p>	<p>16 <u>付則第5項及び第8項の「宅地等」とは法附則第17条第2号に、付則第5項及び第9項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第6項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第7項、第9項及び第10項の「商業地等」とは法附則第17条第4号に、付則第9項から第11項までの「負担水準」とは法附則第17条第8号口に、付則第11項の「農地」とは法附則第17条第1号に、付則第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第2項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に、付則第12項から第14項までの「市街化区域農地」とは法附則第19条の2第1項に、付則第13項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第27条の2第3項において読み替えて準用される法附則第18条第6項に規定するところによる。</u></p>
<p>18 法附則第15条第1項、第8項、第12項から第16項まで、第18項、第19項、第23項、第26項、第30項から第32項まで、<u>第35項、第36項、第40項若しくは第43項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (税率の特例)</p>	<p>17 法附則第15条第1項、第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第33項まで、<u>第36項、第37項、第41項若しくは第44項、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は法附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。</u> (税率の特例)</p>
<p>19 (現行のとおり)</p>	<p>18 (略)</p>
<p>(経過措置)</p>	<p>(経過措置)</p>
<p>20 (現行のとおり)</p>	<p>19 (略)</p>

議案第49号

専決処分(東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例)の承認について

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

(提案理由)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第3項の規定により提出するものである。

専決第3号

専決処分書

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法施行規則及び地方税法施行規則の一部を改正する等の省令の一部を改正する省令（令和8年総務省令第44号）が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日をもって施行される。このため、東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、公布日をもって施行する必要があるため。

令和8年3月31日

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月31日

東久留米市長

東久留米市条例第16号

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和8年東久留米市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第28条第3項各号列記以外の部分を改め、同項に3号を加える改正規定を次のように改める。

第28条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

- (7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第14条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第28条に1項を加える改正規定中「第1項、第2項又は前項」を「前3項」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第2条第1項の改正規定から第28条第2項の改正規定まで（現行のとおり）</p>	<p>第2条第1項の改正規定から第28条第2項の改正規定まで（略）</p>
<p>第28条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「並びに」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。</p>	<p>第28条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「<u>、</u>」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項に次の3号を加える。</p>
<p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第14条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第14条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>	<p>(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第14条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p>
<p>第28条に次の1項を加える。</p>	<p>第28条に次の1項を加える。</p>
<p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（<u>前3項</u>に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>	<p>4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（<u>第1項、第2項又は前項</u>に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。</p>
<p>第29条ただし書の改正規定から付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの改正規定まで（現行のとおり）</p>	<p>第29条ただし書の改正規定から付則第3項、第4項及び第6項から第13項までの改正規定まで（略）</p>

議案第50号

東久留米市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市立公園条例の一部を改正する条例

東久留米市立公園条例（令和8年東久留米市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2 ちゅうおう広場の項を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

市立公園の土地を地権者に返還することに伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市立公園条例新旧対照表

改正案	現 行																						
第1条から第32条まで（現行のとおり） 別表第1（現行のとおり） 別表第2（第2条関係） 都市公園以外の公園	第1条から第32条まで（略） 別表第1（略） 別表第2（第2条関係） 都市公園以外の公園																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="196 383 397 418">公園の名称</th> <th data-bbox="399 383 790 418">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="196 421 397 488">かなやま第二広場の項から</td> <td data-bbox="399 421 790 488">落合川広場の項まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="196 490 790 526">（現行のとおり）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="196 528 397 595">みなみさわ第三広場の項から</td> <td data-bbox="399 528 790 595">柳窪第三樹林地の項まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="196 598 790 633">（現行のとおり）</td> </tr> </tbody> </table>	公園の名称	位置	かなやま第二広場の項から	落合川広場の項まで	（現行のとおり）		みなみさわ第三広場の項から	柳窪第三樹林地の項まで	（現行のとおり）		<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="834 383 1035 418">公園の名称</th> <th data-bbox="1037 383 1428 418">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="834 421 1035 488">かなやま第二広場の項から</td> <td data-bbox="1037 421 1428 488">落合川広場の項まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="834 490 1428 526">（略）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 528 1035 595">ちゅうおう広場</td> <td data-bbox="1037 528 1428 595">// 中央町一丁目1152番1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="834 598 1035 633">みなみさわ第三広場の項から</td> <td data-bbox="1037 598 1428 633">柳窪第三樹林地の項まで</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="834 636 1428 672">（略）</td> </tr> </tbody> </table>	公園の名称	位置	かなやま第二広場の項から	落合川広場の項まで	（略）		ちゅうおう広場	// 中央町一丁目1152番1	みなみさわ第三広場の項から	柳窪第三樹林地の項まで	（略）	
公園の名称	位置																						
かなやま第二広場の項から	落合川広場の項まで																						
（現行のとおり）																							
みなみさわ第三広場の項から	柳窪第三樹林地の項まで																						
（現行のとおり）																							
公園の名称	位置																						
かなやま第二広場の項から	落合川広場の項まで																						
（略）																							
ちゅうおう広場	// 中央町一丁目1152番1																						
みなみさわ第三広場の項から	柳窪第三樹林地の項まで																						
（略）																							
別表第3及び別表第4（現行のとおり）	別表第3及び別表第4（略）																						

議案第 5 1 号

令和 8 年度 東久留米市 一般会計 補正 予算

令和8年度東久留米市一般会計補正予算（第2号）

令和8年度東久留米市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ241,911千円を追加し、歳

入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ54,202,247千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 10,396,544	千円 187,657	千円 10,584,201
	2 国庫補助金	978,189	187,657	1,165,846
18 繰入金		1,850,783	54,254	1,905,037
	1 基金繰入金	1,850,782	54,254	1,905,036
歳 入 合 計		53,960,336	241,911	54,202,247

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,151,671	千円 4,769	千円 5,156,440
	1 総務管理費	4,018,079	4,769	4,022,848
4 衛生費		3,579,502	22,501	3,602,003
	3 清掃費	2,066,199	22,501	2,088,700
6 農林業費		74,456	29,582	104,038
	1 農業費	74,456	29,582	104,038
7 商工費		201,983	156,426	358,409
	1 商工費	201,983	156,426	358,409
8 土木費		3,936,658	19,679	3,956,337
	4 都市計画費	2,108,949	19,679	2,128,628
9 消防費		1,587,866	8,954	1,596,820
	1 消防費	1,587,866	8,954	1,596,820
歳 出 合 計		53,960,336	241,911	54,202,247

令和8年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	10,396,544	187,657	10,584,201
18 繰入金	1,850,783	54,254	1,905,037
歳入合計	53,960,336	241,911	54,202,247

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費	千円 5,151,671	千円 4,769	千円 5,156,440
4 衛生費	3,579,502	22,501	3,602,003
6 農林業費	74,456	29,582	104,038
7 商工費	201,983	156,426	358,409
8 土木費	3,936,658	19,679	3,956,337
9 消防費	1,587,866	8,954	1,596,820
歳 出 合 計	53,960,336	241,911	54,202,247

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	0	4,769
20,251	0	0	0	2,250
26,623	0	0	0	2,959
140,783	0	0	0	15,643
0	0	0	0	19,679
0	0	0	0	8,954
187,657	0	0	0	54,254

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費補助金	千円 202,394	千円 187,657	千円 390,051
計	978,189	187,657	1,165,846

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,353,020	54,254	1,407,274
計	1,850,782	54,254	1,905,036

節		説	明
区 分	金 額		
2 総務管理費補助金	千円 187,657	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	千円 187,657

1 財政調整基金繰入金	54,254	財政調整基金繰入金	54,254

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	481,316	4,769	486,085					4,769 4,769
計	4,018,079	4,769	4,022,848	0	0	0	0	4,769

4 款 衛生費

3 項 清掃費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
2 塵芥処理費	1,119,791	22,501	1,142,292	20,251 20,251				2,250 2,250
計	2,066,199	22,501	2,088,700	20,251	0	0	0	2,250

6 款 農林業費

1 項 農業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
3 都市農業対策費	20,769	29,582	50,351	26,623 26,623				2,959 2,959
計	74,456	29,582	104,038	26,623	0	0	0	2,959

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	4,769	<u>3 庁舎維持管理事務（管財課）</u> 4,769 工事請負費 4,769 エスカレーター補修工事 4,769

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	22,501	<u>1 家庭廃棄物・資源物収集事業（ごみ対策課）</u> 22,501 委託料 22,501 家庭廃棄物指定収集袋製造業務委託 16,898 家庭廃棄物指定収集袋封入・梱包・配送業務委託 5,603

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
10 需用費	30	<u>8 物価高騰対応農業経営支援事業（地域振興課）</u> 29,582 需用費 30 消耗品費 30 役務費 52 通信運搬費 52 負担金、補助及び交付金 29,500 物価高騰対応農業経営支援事業補助金 29,500
11 役務費	52	
18 負担金、補助及び交付金	29,500	

2 款 総務費 ～ 6 款 農林業費

7 款 商工費

1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	189,534	156,426	345,960	140,783				15,643
				130,185				14,465
				10,598				1,178
計	201,983	156,426	358,409	140,783	0	0	0	15,643

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
3 公園費	362,766	19,679	382,445					19,679
								19,679
計	2,108,949	19,679	2,128,628	0	0	0	0	19,679

9 款 消防費

1 項 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
4 消防施設費	43,653	8,954	52,607					8,954
								8,954
計	1,587,866	8,954	1,596,820	0	0	0	0	8,954

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	156,426	<u>15 物価高騰対応市内消費促進事業（地域振興課）</u> 144,650 委託料 144,650 物価高騰対応市内消費促進事業委託 144,650 <u>16 物価高騰対応経営支援事業（地域振興課）</u> 11,776 委託料 11,776 物価高騰対応経営支援事業委託 11,776

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	19,679	<u>1 公園維持管理事業（環境政策課）</u> 19,679 工事請負費 19,679 ちゅうおう広場原状回復工事 19,679

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
14 工事請負費	8,954	<u>1 消防水利整備事業（防災防犯課）</u> 8,954 工事請負費 8,954 防火水槽撤去工事 8,954

7 款 商工費 ～ 9 款 消防費

議案第52号

東久留米市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市税条例の一部を改正する条例

東久留米市税条例（平成9年東久留米市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第2項中「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

第36条の2第1項ただし書中「及び第36条の3の3第1項」を「並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号」に改める。

第36条の3の2第1項第2号中「除き、」を「除く。次条第1項第2号において同じ。」に改め、「。次条第1項において同じ」を削り、同条第5項中「次条第4項」を「次条第5項」に改める。

第36条の3の3第1項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者
- (2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者

であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

- (3) 法の施行地において公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。)の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者(当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。)であって、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。)若しくは特定親族(合計所得金額が85万円以下であるものに限る。)を有する者

第36条の3の3第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第48条の9の7の3」を「第48条の9の8」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書に」を「同条第1項の規定による申告書に」に、「法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出する」を「同条第1項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公的年金等支払者の名称
- (2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨
- (3) 特定配偶者の氏名
- (4) 扶養親族又は特定親族の氏名
- (5) その他施行規則で定める事項

第63条中「が土地」の次に「又は家屋」を加え、「、家屋にあつては20万円」を削り、「150万円」を「180万円」に改める。

付則第6条中「から令和9年度まで」を「以後」に改める。

付則第7条の3第1項中「令和20年度」を「令和25年度」に、「令和7年」を「令和12年」に改める。

付則第7条の4中「又は付則第20条第1項」を「、付則第19条の3第1項又は付則第20条第1項」に、「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める。

付則第9条の2中「附則第7条の2第4項」の次に「(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

付則第17条の2第2項中「附則第34条の2第5項」を「附則第34条の2第6項」に、「附則第34条の2第10項」を「附則第34条の2第12項」に改め、同条に次の1項を加える。

4 第1項（第2項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

付則第19条の2の次に次の1条を加える。

（特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例）

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額（以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。）に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額（特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額（次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。）の100分の4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「、山林所得金額若し

くは付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

- (4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和9年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第63条の改正規定及び付則第3条の規定 令和9年4月1日
- (2) 第34条の7第2項の改正規定並びに付則第7条の4の改正規定（「附則第5条の6第2項」を「附則第5条の6第3項又は第4項」に改める部分に限る。）、付則第9条の2の改正規定及び付則第17条の2の改正規定並びに次条第4項の規定 令和10年1月1日
- (3) 付則第7条の4の改正規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び付則第19条の2の次に1条を加える改正規定並びに次条第3項及び第5項の規定 金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律（令和8年法律第 号）の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行

(市民税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の東久留米市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の3第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出したこの条例による改正前の東久留米市税条例第36条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

2 新条例付則第7条の3第1項及び第2項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和8年1月1日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第12号。以下この項において「所得税法等改正法」という。）第7条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条第1項に規定する居住用家屋（同条第16項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第16項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第17項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第17項に規定する特例既存住宅及び同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第17項の規定により同条第1項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第17項に規定する特例増改築等

をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。)又は同条第6項に規定する認定住宅等(同条第18項の規定により同条第6項に規定する認定住宅等とみなされる同条第18項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第7条の規定による改正前の租税特別措置法第41条第1項に規定する居住用家屋(同条第20項の規定により同条第1項に規定する居住用家屋とみなされる同条第20項に規定する特例居住用家屋を含む。)若しくは既存住宅(同条第35項の規定により同条第1項に規定する既存住宅とみなされる同条第35項に規定する要耐震改修住宅を含む。)若しくは増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。)又は同条第10項に規定する認定住宅等(同条第21項の規定により同条第10項に規定する認定住宅等とみなされる同条第21項に規定する特例認定住宅等を含む。)を同条第1項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

- 3 前条第3号に掲げる規定による改正後の東久留米市税条例付則第7条の4の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び第5項において「3号施行日」という。)の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、3号施行日の属する年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 4 前条第2号に掲げる規定による改正後の東久留米市税条例付則第17条の2第4項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が同号に掲げる規定の施行の日以後に行う同条第1項の土地等の譲渡について適用する。
- 5 前条第3号に掲げる規定による改正後の東久留米市税条例付則第19条の3の規定は、3号施行日の属する年度の翌年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
(固定資産税に関する経過措置)

第3条 付則第1条第1号に掲げる規定による改正後の東久留米市税条例第63条の規定は、令和9年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和8年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律(令和8年法律第2号)等の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第34条の6まで (現行のとおり) (寄附金税額控除)</p>	<p>第1条から第34条の6まで (略) (寄附金税額控除)</p>
<p>第34条の7 (現行のとおり)</p>	<p>第34条の7 (略)</p>
<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第1項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>	<p>2 前項の特例控除額は、法第314条の7第1項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。</p>
<p>第34条の8から第36条まで (現行のとおり) (市民税の申告)</p>	<p>第34条の8から第36条まで (略) (市民税の申告)</p>
<p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号並びに第36条の3の3第1項及び第2項第4号において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>	<p>第36条の2 第23条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第36条の3の2第1項第3号及び第36条の3の3第1項において同じ。)) (前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第34条の7の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第24条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。</p>
<p>2から9まで (現行のとおり)</p>	<p>2から9まで (略)</p>
<p>第36条の3 (現行のとおり) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等</p>	<p>第36条の3 (略) (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等</p>

申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (現行のとおり)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除く。次条第1項第2号において同じ。）（合計所得金額が133万円以下であるものに限る。）の氏名

(3) 及び (4) (現行のとおり)

2から4まで (現行のとおり)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第5項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (現行のとおり)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第203条の6第1項に規定する申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しな

申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) (略)

(2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が133万円以下であるものに限る。次条第1項において同じ。）の氏名

(3) 及び (4) (略)

2から4まで (略)

5 給与所得者は、第1項及び第3項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。）により提供することができる。

6 (略)

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第

ればならない者

(2) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第3号において同じ。）（退職手当等（第53条の2に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有する者に限る。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

(3) 法の施行地において公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第23条第1項第1号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受けるべき日の前日の現況において令第48条の9の7の3に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当する者又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者

2 前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 公的年金等支払者の名称

(2) 公的年金等受給者が、法第314条の2第1項第6号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

(3) 特定配偶者の氏名

(4) 扶養親族又は特定親族の氏名

(5) その他施行規則で定める事項

3 第1項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した第1項又は同条第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、第1項

2号において同じ。）又は扶養親族（年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有する者に限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該公的年金等支払者の名称

(2) 特定配偶者の氏名

(3) 扶養親族又は特定親族の氏名

(4) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところによ

又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した第1項又は同条第1項の規定による申告書を提出することができる。

4 (現行のとおり)

5 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の8において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

6 前項の規定の適用がある場合における第4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4から第62条まで (現行のとおり)
(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地又は家屋にあっては30万円、償却資産にあっては180万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2から第149条まで (現行のとおり)

付 則

第1条から第5条の2まで (現行のとおり)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度以後の各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条及び第7条の2 (現行のとおり)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和25年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和12年までの各年

り、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 (略)

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が令第48条の9の7の3において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第36条の4から第62条まで (略)
(固定資産税の免税点)

第63条 同一の者についてその者の所有に係る土地、家屋又は償却資産に対して課する固定資産税の課税標準となるべき額が土地にあっては30万円、家屋にあっては20万円、償却資産にあっては150万円に満たない場合においては、固定資産税を課さない。

第63条の2から第149条まで (略)

付 則

第1条から第5条の2まで (略)

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第6条 平成30年度から令和9年度までの各年度分の個人の市民税に限り、法附則第4条の5第3項の規定に該当する場合における第34条の2の規定による控除については、その者の選択により、同条中「同条第1項」とあるのは「同条第1項(第2号を除く。)」と、「まで」とあるのは「まで並びに法附則第4条の5第3項の規定により読み替えて適用される法第314条の2第1項(第2号に係る部分に限る。)」として、同条の規定を適用することができる。

第7条及び第7条の2 (略)

(個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除)

第7条の3 平成22年度から令和20年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合(同法第41条第1項に規定する居住年が平成21年から令和7年までの各年

である場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (現行のとおり)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項、付則第19条の3第1項又は付則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5から第9条まで (現行のとおり)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項(法附則第7条の3第3項又は第4項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条から第17条まで (現行のとおり)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (現行のとおり)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第6項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合にお

ある場合に限る。)には、法附則第5条の4第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第34条の3及び第34条の6の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 (略)

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第34条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第34条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であって、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第16条の3第1項、付則第16条の4第1項、付則第17条第1項、付則第18条第1項、付則第19条第1項、付則第19条の2第1項又は付則第20条第1項の規定の適用を受けるときは、第34条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項(法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)に定めるところにより計算した金額とする。

第7条の5から第9条まで (略)

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合(法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。)には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

第10条から第17条まで (略)

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例)

第17条の2 (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和11年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する市民税の所得割について準用する。この場合にお

いて、当該譲渡が法附則第34条の2第12項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (現行のとおり)

4 第1項(第2項において準用する場合を含む。)の場合において、所得割の納税義務者が、租税特別措置法第31条の2第2項第13号から第15号までに掲げる土地等の譲渡に該当するものをしたときにおけるその譲渡をした土地等がその譲渡をした時において地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の土砂災害特別警戒区域又は特定都市河川浸水被害対策法(平成15年法律第77号)第56条第1項の浸水被害防止区域内にあるときは、当該土地等の譲渡は、第1項又は第2項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。

第17条の3から第19条の2まで (現行のとおり)

(特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る個人の市民税の課税の特例)

第19条の3 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第38条の2第1項に規定する事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合には、当該事業所得、譲渡所得及び雑所得については、第33条第1項及び第2項並びに第34条の3の規定にかかわらず、他の所得と区分し、前年中の当該事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として令附則第18条の6の4で定めるところにより計算した金額(以下この項において「特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」という。)に対し、特定暗号資産に係る課税譲渡所得等の金額(特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額(次項第1号の規定により読み替えて適用される第34条の2の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)をいう。)の100分の4に相当する金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

(1) 第34条の2の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(2) 第34条の6から第34条の8まで、第34条の9第1項、付則第7条第1項及

いて、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡ではなかったものとみなす。

3 (略)

第17条の3から第19条の2まで (略)

び付則第7条の3第1項の規定の適用については、第34条の6中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項前段、第34条の8、第34条の9第1項、付則第7条第1項及び付則第7条の3第1項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」と、第34条の7第1項後段中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」とする。

(3) 第35条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「山林所得金額若しくは付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」とする。

(4) 付則第5条の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに付則第19条の3第1項に規定する特定暗号資産に係る譲渡所得等の金額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに付則第19条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

第20条から第24条まで (現行のとおり)

第20条から第24条まで (略)

議案第53号

東久留米市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年東久留米市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に、「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

第3条（見出しを含む。）中「第243条の2の7第1項」を「第243条の2の8第1項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の8第1項</u>の規定に基づき、東久留米市（以下「市」という。）の市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の9第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 （現行のとおり） （<u>法第243条の2の8第1項</u>の条例で定める額）</p> <p>第3条 <u>法第243条の2の8第1項</u>の条例で定める額は、市から同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき<u>法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項</u>の規定による給与（扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （現行のとおり）</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、東久留米市（以下「市」という。）の市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（<u>法第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部免責に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>第2条 （略） （<u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額）</p> <p>第3条 <u>法第243条の2の7第1項</u>の条例で定める額は、市から同項の損害を賠償する責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき<u>法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項</u>の規定による給与（扶養手当、住居手当又は通勤手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の一会計年度当たりの額に相当する額として総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる市長等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数を乗じて得た額とする。 （1）から（4）まで （略）</p>

議案第 5 4 号

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市介護保険条例の一部を改正する条例

東久留米市介護保険条例（平成 1 2 年東久留米市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正する。

付則第 1 2 条の次に次の 1 条を加える。

（令和 8 年度の保険料の減免に関する特例）

第 1 3 条 市長は、第 1 5 条第 1 項第 5 号の規定による減免のうち、別に定める基準に該当する場合には、令和 8 年度の保険料の減免に限り、同条第 2 項の規定による申請書の提出があったものとみなすことができる。

付 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（提案理由）

令和 8 年度の介護保険料に係る特例減免について、申請によることなく実施するため、規定を整備する必要がある。

東久留米市介護保険条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第24条まで (現行のとおり) 付 則	第1条から第24条まで (略) 付 則
第1条から第12条まで (現行のとおり) <u>(令和8年度の保険料の減免に関する特例)</u>	第1条から第12条まで (略)
第13条 市長は、第15条第1項第5号の規定 による減免のうち、別に定める基準に該当する 場合には、令和8年度の保険料の減免に限り、 同条第2項の規定による申請書の提出があった ものとみなすことができる。	

議案第 55 号

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東久留米市国民健康保険税条例（平成 20 年東久留米市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

付則第 15 項の見出し中「以降」を「から令和 7 年度まで」に改め、同項中「当分の間、」を削り、「以降」を「から令和 7 年度まで」に改める。

付則第 15 項の次に次の 1 項を加える。

（令和 8 年度以降の国民健康保険税の減免の特例）

16 当分の間、令和 8 年度以降の第 3 条、第 7 条及び第 14 条の 2 に規定する所得割額に対する第 31 条第 2 項による国民健康保険税の減免については、同項中「該当する者（資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の東久留米市国民健康保険税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 7 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

世帯主が被用者保険から後期高齢者医療制度に移行することにより、当該者の被扶養者であった者が国民健康保険の被保険者となり、新たに保険料を負担することとなることに対する激変緩和措置を図るため及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 47 号）の施行に伴い、国民健康保険税の減免について規定を整備する必要がある。

東久留米市国民健康保険税条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第33条まで（現行のとおり）</p> <p>付 則</p> <p>1から14まで（現行のとおり）</p> <p>（平成31年度から令和7年度までの国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>15 平成31年度から令和7年度までの第3条及び第7条に規定する所得割額に対する第31条第2項による国民健康保険税の減免については、同項中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p> <p>（令和8年度以降の国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>16 当分の間、令和8年度以降の第3条、第7条及び第14条の2に規定する所得割額に対する第31条第2項による国民健康保険税の減免については、同項中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p>	<p>第1条から第33条まで（略）</p> <p>付 則</p> <p>1から14まで（略）</p> <p>（平成31年度以降の国民健康保険税の減免の特例）</p> <p>15 当分の間、平成31年度以降の第3条及び第7条に規定する所得割額に対する第31条第2項による国民健康保険税の減免については、同項中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。</p>

議案第 56 号

東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例
の一部を改正する条例

東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（平
成 27 年東久留米市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

別表備考第 5 号中「第 5 条の 4 第 6 項、第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」
に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表の規定は、令和 8 年 9 月以降の月分の利用者負担額等につ
いて適用し、同月前の月分の利用者負担額等については、なお従前の例による。

（提案理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）の施行に伴い、規定を整備す
る必要がある。

東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第6条まで (現行のとおり)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>(現行のとおり)</p> <p>備考</p> <p>1から4まで (現行のとおり)</p> <p>5 この表において「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割(所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とする。</p> <p>6及び7 (現行のとおり)</p>	<p>第1条から第6条まで (略)</p> <p>別表 (第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p>備考</p> <p>1から4まで (略)</p> <p>5 この表において「均等割額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第2号に規定する所得割(所得割を計算する場合は、同法第314条の7、第314条の8及び第314条の9並びに同法附則第5条第3項、第5条の4第6項、第5条の4の2第6項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。)の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とする。</p> <p>6及び7 (略)</p>

議案第 5 7 号

東久留米市立公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 4 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

東久留米市立公園条例の一部を改正する条例

東久留米市立公園条例（令和 8 年東久留米市条例第 1 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中

「

前沢第 7 緑地	〃	前沢三丁目 1 1 4 4 番 1 1
----------	---	---------------------

」を

「

前沢第 7 緑地	〃	前沢三丁目 1 1 4 4 番 1 1
南沢第 1 6 緑地	〃	南沢四丁目 1 2 0 番 3 4

」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

市立公園の設置に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市立公園条例新旧対照表

改正案	現 行														
第1条から第32条まで (現行のとおり) 別表第1 (第2条関係) 都市公園	第1条から第32条まで (略) 別表第1 (第2条関係) 都市公園														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="194 340 397 378">公園の名称</th> <th data-bbox="399 340 791 378">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="194 380 397 450">前沢南公園の項から南沢第15緑地の項まで (現行のとおり)</td> <td data-bbox="399 380 791 450"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 452 397 490">前沢第7緑地</td> <td data-bbox="399 452 791 490">〃 前沢三丁目1144番11</td> </tr> <tr> <td data-bbox="194 492 397 521">南沢第16緑地</td> <td data-bbox="399 492 791 521">〃 南沢四丁目120番34</td> </tr> </tbody> </table>	公園の名称	位置	前沢南公園の項から南沢第15緑地の項まで (現行のとおり)		前沢第7緑地	〃 前沢三丁目1144番11	南沢第16緑地	〃 南沢四丁目120番34	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="833 340 1035 378">公園の名称</th> <th data-bbox="1037 340 1430 378">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="833 380 1035 450">前沢南公園の項から南沢第15緑地の項まで (略)</td> <td data-bbox="1037 380 1430 450"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="833 452 1035 490">前沢第7緑地</td> <td data-bbox="1037 452 1430 490">〃 前沢三丁目1144番11</td> </tr> </tbody> </table>	公園の名称	位置	前沢南公園の項から南沢第15緑地の項まで (略)		前沢第7緑地	〃 前沢三丁目1144番11
公園の名称	位置														
前沢南公園の項から南沢第15緑地の項まで (現行のとおり)															
前沢第7緑地	〃 前沢三丁目1144番11														
南沢第16緑地	〃 南沢四丁目120番34														
公園の名称	位置														
前沢南公園の項から南沢第15緑地の項まで (略)															
前沢第7緑地	〃 前沢三丁目1144番11														
別表第2から別表第4まで (現行のとおり)	別表第2から別表第4まで (略)														

議案第58号

東久留米市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

東久留米市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

東久留米市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年東久留米市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第6条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

付 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。

（提案理由）

地方自治法の一部を改正する法律（令和6年法律第65号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条から第5条まで (現行のとおり) (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>	<p>第1条から第5条まで (略) (議会の同意を要する賠償責任の免除)</p>
<p>第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の</u> <u>9</u>第8項の規定により下水道事業の業務に従事 する職員の賠償責任の免除については、議会の 同意を得なければならない。</p>	<p>第6条 法第34条において準用する地方自治法 (昭和22年法律第67号) <u>第243条の2の</u> <u>8</u>第8項の規定により下水道事業の業務に従事 する職員の賠償責任の免除については、議会の 同意を得なければならない。</p>
<p>第7条から第9条まで (現行のとおり)</p>	<p>第7条から第9条まで (略)</p>

議案第59号

令和8年度東久留米市一般会計補正予算

令和8年度東久留米市一般会計補正予算（第3号）

令和8年度東久留米市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,022,784千円を追加し、

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,225,031千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 国庫支出金		千円 10,584,201	千円 227,559	千円 10,811,760
	1 国庫負担金	9,382,307	202,860	9,585,167
	2 国庫補助金	1,165,846	24,699	1,190,545
18 繰入金		1,905,037	700,513	2,605,550
	1 基金繰入金	1,905,036	700,513	2,605,549
20 諸収入		253,168	94,712	347,880
	4 受託事業収入	7,000	94,712	101,712
歳 入 合 計		54,202,247	1,022,784	55,225,031

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 5,156,440	千円 541,082	千円 5,697,522
	1 総務管理費	4,022,848	541,082	4,563,930
3 民生費		29,697,279	295,912	29,993,191
	1 社会福祉費	11,392,278	1,122	11,393,400
	3 生活保護費	4,330,138	294,790	4,624,928
4 衛生費		3,602,003	67,610	3,669,613
	1 保健衛生費	1,413,395	67,610	1,481,005
8 土木費		3,956,337	89,800	4,046,137
	2 道路橋梁費	821,071	89,800	910,871
	4 都市計画費	2,128,628	0	2,128,628
10 教育費		6,931,671	28,380	6,960,051
	5 保健体育費	401,673	28,380	430,053
歳 出 合 計		54,202,247	1,022,784	55,225,031

令和8年度東久留米市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
14 国庫支出金	10,584,201	227,559	10,811,760
18 繰入金	1,905,037	700,513	2,605,550
20 諸収入	253,168	94,712	347,880
歳入合計	54,202,247	1,022,784	55,225,031

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
2 総務費	5,156,440	541,082	5,697,522
3 民生費	29,697,279	295,912	29,993,191
4 衛生費	3,602,003	67,610	3,669,613
8 土木費	3,956,337	89,800	4,046,137
10 教育費	6,931,671	28,380	6,960,051
歳 出 合 計	54,202,247	1,022,784	55,225,031

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
241	0	0	537,882	2,959
227,318	0	0	0	68,594
0	0	0	0	67,610
0	0	0	94,712	△4,912
0	0	0	0	28,380
227,559	0	0	632,594	162,631

2 歳 入

1 4 款 国庫支出金

1 項 国庫負担金

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 民生費負担金	9,380,150	202,860	9,583,010
計	9,382,307	202,860	9,585,167

1 4 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

2 民生費補助金	392,660	24,699	417,359
計	1,165,846	24,699	1,190,545

1 8 款 繰入金

1 項 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	1,407,274	162,631	1,569,905
2 公共施設等整備基金繰入金	123,130	537,882	661,012
計	1,905,036	700,513	2,605,549

2 0 款 諸収入

4 項 受託事業収入

2 土木費受託事業収入	0	94,712	94,712
計	7,000	94,712	101,712

節		説	明
区 分	金 額		
3 生活保護費等 負担金	202,860 千円	生活保護費負担金 中国残留邦人生活支援給付金	千円 202,749 111

3 生活保護費補 助金	24,699	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金	24,699

1 財政調整基金 繰入金	162,631	財政調整基金繰入金	162,631
1 公共施設等整 備基金繰入金	537,882	公共施設等整備基金繰入金	537,882

1 土木費受託事 業収入	94,712	都道東京所沢線（第4号）歩道整備受託事業収入	94,712

3 歳 出

2 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
5 財産管理費	486,085	540,208	1,026,293				537,882	2,326
							537,882	2,326
7 会計管理費	39,981	0	39,981	241				△241
				241				△241
17 諸費	1	874	875					874
								874
計	4,022,848	541,082	4,563,930	241	0	0	537,882	2,959

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会福祉総務費	485,686	148	485,834	111				37
				111				37
7 後期高齢者医療事業費	2,076,176	1,848	2,078,024					1,848
								1,848
8 介護保険事業費	2,002,897	△874	2,002,023					△874
								△874

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	191	<u>2 普通財産管理事務（管財課）</u>	540,208
16 公有財産 購入費	537,882		委託料 191 公有財産草刈り清掃委託 191 公有財産購入費 537,882 土地購入費 537,882 補償、補填及び賠償金 2,135 土地購入に係る補償金 2,135
21 補償、補填 及び賠償金	2,135		
		<u>1 会計管理事務</u> 財源更正	
22 償還金、利子 及び割引料	874	<u>1 過年度過誤納償還金</u> (企画調整課) 償還金、利子及び割引料 国庫支出金過年度返還金	874 874 874 874

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
19 扶助費	148	<u>7 中国残留邦人生活支援給付金事業（生活福祉課）</u> 扶助費 中国残留邦人生活支援給付金	148 148 148
27 繰出金	1,848	<u>2 後期高齢者医療特別会計繰出金（財政課）</u> 繰出金 特別会計繰出金	1,848 1,848 1,848
27 繰出金	△874	<u>1 介護保険特別会計繰出金（財政課）</u> 繰出金 特別会計繰出金	△874 △874 △874

2 款 総務費 ～ 3 款 民生費

3 款 民生費

1 項 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
計	11,392,278	1,122	11,393,400	111	0	0	0	1,011

3 款 民生費

3 項 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 扶助費	4,106,852	294,790	4,401,642	227,207				67,583
				227,207				67,583
計	4,330,138	294,790	4,624,928	227,207	0	0	0	67,583

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
2 予防費	506,658	67,610	574,268					67,610
								67,610
計	1,413,395	67,610	1,481,005	0	0	0	0	67,610

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 報酬	3,491	<u>1 生活保護事業（生活福祉課）</u> 294,790 報酬 3,491 会計年度任用職員（アシスタント職）報酬 3,491 職員手当等 892 委託料 20,075 追加給付等事務委託 20,075 扶助費 270,332 法内扶助費（追加給付分） 270,332
3 職員手当等	892	
12 委託料	20,075	
19 扶助費	270,332	

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
12 委託料	67,610	<u>14 予防接種事業（健康課）</u> 67,610 委託料 67,610 予防接種委託 67,610

3款 民生費 ～ 4款 衛生費

8 款 土木費

2 項 道路橋梁費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
3 道路新設改良費	14,576	89,800	104,376				89,800	0
							89,800	0
計	821,071	89,800	910,871	0	0	0	89,800	0

8 款 土木費

4 項 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
1 都市計画総務費	881,299	0	881,299				4,912	△4,912
							4,912	△4,912
計	2,128,628	0	2,128,628	0	0	0	4,912	△4,912

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅 費	23	<u>2 都道東京所沢線（第4号）歩道整備受託事業（道路計画課）</u> 89,800 旅費 23 職員普通旅費 23 需用費 442 消耗品費 347 図書購入・新聞購入費等 95 役務費 35 通信運搬費 35 委託料 63,400 物件補償調査委託 48,861 測量等委託 4,910 不動産鑑定委託 8,679 土壤汚染状況調査委託 950 公有財産購入費 25,300 土地購入費 25,300 補償、補填及び賠償金 600 補償金 600	
10 需 用 費	442		
11 役 務 費	35		
12 委 託 料	63,400		
16 公 有 財 産 購 入 費	25,300		
21 補償、補填 及び賠償金	600		

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
		<u>1 職員人件費</u> 財源更正

8款 土木費

10款 教育費

5項 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				
				特定財源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地方債	その他	
4 スポーツセンター費	203,102	28,380	231,482					28,380
								28,380
計	401,673	28,380	430,053	0	0	0	0	28,380

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
21 補償、補填 及び賠償金	28,380	<u>1 スポーツセンター管理運営事業（生涯学習課）</u> 28,380 補償、補填及び賠償金 28,380 指定管理者営業補償金 28,380

10款 教育費

給 与 費

1 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	職 員 手 当
補 正 後	人 540 (5)	千円 1,269,631	千円 2,279,412	千円 2,721,830
補 正 前	540 (5)	1,266,140	2,279,412	2,720,938
比 較	()	3,491		892

職員手当の内訳	区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	時 間 外 勤 務 手 当
	補 正 後	千円 47,624	千円 331,825	千円 203,639
	補 正 前	47,624	331,825	203,639
	比 較			

職員手当の内訳	区 分	特 殊 勤 務 手 当	通 勤 手 当	特 例 一 時 金
	補 正 後	千円 330	千円 46,287	千円
	補 正 前	330	46,287	
	比 較			

明 細 書

* 職員数の（ ）内は、再任用短時間勤務職員（外書き）

費	共 済 費	合 計	備 考
計			
千円 6,270,873	千円 1,071,628	千円 7,342,501	会計年度任用職員981人（外書き）
6,266,490	1,071,628	7,338,118	会計年度任用職員979人（外書き）
4,383		4,383	

※ 期末勤勉手当には、会計年度任用職員に対する期末勤勉手当を含む。

休 日 勤 務 手 当	夜 間 勤 務 手 当	期 末 勤 勉 手 当	管 理 職 手 当
千円 10,003	千円 868	千円 1,562,956	千円 43,995
10,003	868	1,562,064	43,995
		892	

住 居 手 当	児 童 手 当	退 職 負 担 金	特 別 退 職 負 担 金
千円 13,500	千円 40,080	千円 386,035	千円 34,688
13,500	40,080	386,035	34,688

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	0	給与改定に伴う増減分	0	
		普通昇給に伴う増減分	0	
		昇給期間短縮に伴う増減分	0	
		その他の増減分	0	
職員手当	892	制度改正に伴う増減分	0	
		その他の増減分	892	会計年度任用職員 期末勤勉手当

議案第60号

令和8年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算

令和 8 年度東久留米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

令和 8 年度東久留米市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1, 8 4 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 3 3 4, 6 2 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 8 年 6 月 4 日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 2,076,176	千円 1,848	千円 2,078,024
	1 他会計繰入金	2,076,176	1,848	2,078,024
歳 入 合 計		4,332,778	1,848	4,334,626

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 83,531	千円 1,848	千円 85,379
	1 総務管理費	80,769	1,848	82,617
歳 出 合 計		4,332,778	1,848	4,334,626

令和8年度東久留米市後期高齢者医療特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 繰入金	2,076,176	1,848	2,078,024
歳入合計	4,332,778	1,848	4,334,626

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費	千円 83,531	千円 1,848	千円 85,379
歳 出 合 計	4,332,778	1,848	4,334,626

補正額の財源内訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円	千円
0	0	0	1,848	0
0	0	0	1,848	0

2 歳 入

2 款 繰入金

1 項 他会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 一般会計繰入金	千円 2,076,176	千円 1,848	千円 2,078,024
計	2,076,176	1,848	2,078,024

節		説	明
区 分	金 額		
6 職員給与費等 繰入金	千円 1,848	職員給与費等繰入金	千円 1,848

3 歳 出

1 款 総務費

1 項 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一般財源
				国庫支出金	都支出金	地 方 債	そ の 他	
1 一般管理費	80,769	1,848	82,617				1,848	0
							1,848	0
計	80,769	1,848	82,617	0	0	0	1,848	0

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	1,848	<u>2 一般管理費</u> 1,848 役務費 1,848 通信運搬費 1,848

議案第61号

令和8年度東久留米市介護保険特別会計補正予算

令和8年度東久留米市介護保険特別会計補正予算（第1号）

令和8年度東久留米市の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額を増減なしとし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,265,160千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月4日提出

東久留米市長 富田 竜馬

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 繰入金		千円 2,413,896	千円 △7,672	千円 2,406,224
	1 一般会計繰入金	2,002,897	△874	2,002,023
	2 基金繰入金	410,999	△6,798	404,201
7 諸収入		605	7,672	8,277
	1 延滞金、加算金及び過料	300	680	980
	2 雑入	305	6,992	7,297
歳 入 合 計		12,265,160	0	12,265,160

令和8年度東久留米市介護保険特別会計歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
6 繰入金	2,413,896	△7,672	2,406,224
7 諸収入	605	7,672	8,277
歳入合計	12,265,160	0	12,265,160

2 歳 入

6 款 繰入金

1 項 一般会計繰入金

目	補正前の額	補 正 額	計
1 介護給付費繰入金	千円 1,409,578	千円 △874	千円 1,408,704
計	2,002,897	△874	2,002,023

6 款 繰入金

2 項 基金繰入金

1 介護給付費準備基金繰入金	410,999	△6,798	404,201
計	410,999	△6,798	404,201

7 款 諸収入

1 項 延滞金、加算金及び過料

2 不正利得加算金	0	680	680
計	300	680	980

7 款 諸収入

2 項 雑入

1 雑入	2	1	3
2 返納金	3	6,991	6,994
計	305	6,992	7,297

節		金額	説明	千円
区分	千円			
1 介護給付費繰入金		△874	介護給付費繰入金	△874

1 介護給付費準備基金繰入金		△6,798	介護給付費準備基金繰入金	△6,798

1 不正利得加算金		680	不正利得加算金	680

1 雑入		1	不当利得返還金利息分	1
1 返納金		6,991	不正利得返還金	1,700
			不当利得返還金	5,291

